株式会社 堀内組

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間: 令和 7年 4月 1日 ~ 令和 10年 3月 31日

2 . 当社の課題

課題1: 女性には向かない仕事・職場であるとの意識が管理職や社員のなかにある

3 . 目標と取組内容・実施時期

目標1: 女性技術職を2名以上増やす。

- 令和 7年 4月~ 女性活躍推進チームの発足。
- 令和 7年 8月~ 女性技術社員を中心にインターンシップ・職場見学会の実施企画作成。
- 令和 7年 10月~ 女性の応募者を増やすために、ホームページ等での広報活動開始。
- 令和 7年 12月~ インターンシップ受入開始。
- ◆ 令和 8年 10月~ 実施状況から問題点を検証し、再企画立案、実施。 (以降継続)

目標2: 社員の有給休暇取得について、一人につき6日以上取得する。

- 令和 7年 4月~ 有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 令和 7年 5月~ 有給休暇取得に向け、社員への啓発活動を行う。
- 令和 7年 9月~ 有給休暇取得率が低い社員の所属長より取得に向けてのフォローをする。
- 令和 8年 1月~ 毎年、年間休日カレンダーに有給休暇取得推進日(リフレッシュ休暇)を定め、 計画的な取得を促進する。 (以降継続)